

愛知学院大学宗教法制研究所規程

昭和33年5月16日施行

(名 称)

第1条 本研究所は、愛知学院大学宗教法制研究所と称する。

(場 所)

第2条 本研究所は、これを愛知学院大学法学部に設置する。

(目 的)

第3条 本研究所は、宗教法制に関する総合的研究を行い、わが国斯界の発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本研究所は、下記の事業を行う。

- (1) 宗教に関する法令、判例、学説等の組織的研究
- (2) 前号の研究成果の出版
- (3) 宗教法制に関する図書、資料の蒐集並びにその利用に関する便益の供与
- (4) 宗教法制に関する調査
- (5) 宗教法制に関して生ずる問題の法律相談
- (6) 本研究所の設立目的を達成するに必要なその他の事業

(組 織)

第5条 本研究所に、所長、副所長、幹事、所員及び事務職員を置く。

(紀 要)

第6条 ① 本研究所の刊行する紀要に、論文などの著作物を執筆した者（以下「執筆者」という）は、本研究所又は本研究所の委託する者が、電子化した著作物をインターネット上で公開することを許諾したものとする。ただし、執筆者が、紀要の発行前に、反対の意思表示をした場合は、この限りでない。
② 執筆者が、自ら又は他人に委託して、電子化した著作物をインターネット上で公開することは、これを妨げない。

(所 長)

第7条 ① 所長は、所員会議の議を経て、所員たる本大学法学部教授の中から、学長これを委嘱する。

- ② 所長は、本研究所を代表し、研究及び事務全般を統轄する。

(副所長)

第8条 ① 副所長は、所員会議の議を経て、所員の中から、所長これを委嘱する。

- ② 副所長は、所長の職務を補佐し、所長事故あるときは、これに代るものとする。

(幹事)

第9条 ① 幹事は、所員会議の議を経て、所員の中から、所長これを委嘱する。

② 幹事は、所長の命を受け事務を掌理する。

(所長、副所長、幹事の任期)

第10条 所長、副所長及び幹事の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(所員)

第11条 所員は、本大学専任教員の中から、所長これを委嘱する。

(研究員)

第12条 ① 本研究所に、研究所所員と共同して研究することを目的として、特任研究員を置くことができる。

② 特任研究員は、所員会議の議を経て、所長がこれを推薦し、学長が委嘱する。

③ 特任研究員の任期は1年とし、これを更新しうるものとする。

④ 特任研究員は無給とする。

⑤ 特任研究員に対して独自に予算措置を行うことはできない。

(所員会議)

第13条 ① 本研究所に、重要事項を審議するため、所員会議を置く。

② 所員会議は、所長がこれを招集する。

③ 所員会議は、所長、副所長、幹事、所員をもって構成し、所長はその議長となる。

(運営委員会)

第14条 ① 本研究所に、第4条に定める事業の企画、運営のため、運営委員会を置く。

② 運営委員会は、所長、副所長、幹事、運営委員をもって構成する。

③ 運営委員は、所員会議の議を経て、所員の中から、2名選出する。

④ 運営委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(事務部)

第15条 ① 本研究所事務の円滑なる運営を図るため、事務部を設ける。

② 事務部は、幹事及び事務職員をもって構成する。

(経費)

第16条 本研究所の経常費は、愛知学院大学の年間研究費予算その他をもってこれに充てる。

(規程改正)

第17条 本規程の改正は、所員会議において所員の3分の2以上の賛同をえ、法学部教授会の議を経て、学長の承認を得ることを要する。

附 則

- 1 この規程は、昭和33年 5月16日より施行する。
- 2 この規程は、昭和38年 2月15日より改訂施行する。
- 3 この規程は、昭和56年 7月10日より改訂施行する。
- 4 この規程は、平成11年 2月12日より改訂施行する。
- 5 この規程は、平成22年 6月 3日より改訂施行する。
- 6 この規程は、令和 5年 4月 1日より改訂施行する。

所 長	栗田 直樹	所 員	尋木 真也
幹 事	野村 健太郎	〃	永岩 慧子
所 員	飯野 賢一	〃	中嶋 美樹子
〃	大角 洋平	〃	中谷 毅
〃	堅田 研一	〃	波多江 悟史
〃	黒野 葉子	〃	服部 朗
〃	神田 桂	〃	服部 育生
〃	小林 明夫	〃	林 昌宏
〃	佐藤 啓子	〃	三上 正隆
〃	杉原 丈史	〃	南川 和範
〃	鈴木 慎太郎	〃	村上 康司
〃	鈴木 伸智	〃	山野 嘉朗
〃	高木 敬一		

執筆者紹介 (執筆順)

服部 育生	愛知学院大学社会連携センター教授
佐藤 啓子	愛知学院大学法学部教授
萩野 貴史	名城大学法学部准教授

編集者

栗田 直樹
黒野 葉子
野村健太郎
波多江悟史

法と宗教をめぐる現代的諸問題(法) 紀要第64号

令和6年1月31日 発行

編集者	栗田 直樹 黒野 葉子 野村健太郎 波多江悟史
発行者	栗 田 直 樹
発行所	愛知学院大学宗教法制研究所 愛知県名古屋市北区名城3-1-1 郵便番号 462-8739 電話 (052) 911-1011 (代) riss-r@dpc.agu.ac.jp
印刷	株式会社 インシユア 名古屋市千種区上野三丁目4番19号 郵便番号 464-0082 電話 (052) 711-1899

愛知学院大学 宗教法制研究所紀要 既刊目録

- 第1号 寺社をめぐる民事判例 (上)
- 第2号 寺社をめぐる民事判例 (下)
- 第3号 寺社をめぐる民事判例 諸法篇 (上)
- 第4号 寺社をめぐる民事判例 諸法篇 (下)
- 第5号 寺社をめぐる行政判例
- 第6号 寺社をめぐる刑事判例 (上)
- 第7号 寺社をめぐる刑事判例 (中)
- 第8号 宗制・宗憲
- 第9号 寺社をめぐる刑事判例 (下)
- 第10号 教憲・教規 神道篇 (上)
- 第11号 教憲・教規 神道篇 (下)
- 第12号 教憲・教規 キリスト教篇 (上)
- 第13号 天皇制と宗教 (上)
- 第14号 天皇制と宗教 (下)
- 第15号 教憲・教規 キリスト教篇 (下)
- 第16号 宗制・宗憲 改訂増補 (1)
- 第17号 寺社をめぐる憲法判例 (上)
- 第18号 寺社をめぐる憲法判例 (下)
- 第19号 パキスタン イスラム婚姻法研究序説
- 第20号 寺社をめぐる民事判例 追補 (上)
- 第21号 寺社をめぐる民事判例 追補 (下)
- 第22号 寺社をめぐる民事判例 下級審民事篇
- 第23号 寺社をめぐる民事判例 下級審諸法篇
- 第25号 宗教判例の研究
- 第26号 寺社をめぐる刑事判例 追補
- 第28号 寺社をめぐる刑事判例 下級審篇
- 第30号 宗教判例の研究2
- 第31号 寺社をめぐる行政判例2 (上)
- 第32号 寺社をめぐる行政判例2 (中)
- 第33号 寺社をめぐる行政判例2 (下)
- 第34号 仏教と法律(小野清一郎博士論文集)
- 第35号 教憲・教規 キリスト教篇 改訂増補 (上)
- 第36号 教憲・教規 キリスト教篇 改訂増補 (下)
- 第37号 寺社をめぐる労働判例(労働判例・労委命令)
- 第38号 宗制・宗憲 改訂増補 (2) (天台系)
- 第39号 宗制・宗憲 改訂増補 (2) (真言系)

- 第40号 宗制・宗憲 改訂増補（2）（浄土系）
第41号 宗制・宗憲 改訂増補（2）（禅系）
第42号 宗制・宗憲 改訂2耀（2）（日蓮系・その他）
第43号 教憲・教規 神道篇 改訂増補（上）
第44号 教憲・教規 神道篇 改訂増補（下）
第45号 宗教団体と法（1）
第46号 宗教団体と法（2）
第47号 宗教判例の研究3
第48号 法と宗教をめぐる現代的諸問題
第49号 生命と医療
第50号 法と宗教をめぐる現代的諸問題（二）
第51号 宗教判例の研究4
第52号 法と宗教をめぐる現代的諸問題（三）
第53号 法と宗教をめぐる現代的諸問題（四）
第54号 法と宗教をめぐる現代的諸問題（五）
第55号 法と宗教をめぐる現代的諸問題（六）
第56号 法と宗教をめぐる現代的諸問題（七）
第57号 法と宗教をめぐる現代的諸問題（八）
第58号 法と宗教をめぐる現代的諸問題（九）
第59号 法と宗教をめぐる現代的諸問題（十）
第60号 法と宗教をめぐる現代的諸問題（十一）
第61号 法と宗教をめぐる現代的諸問題（十二）
第62号 法と宗教をめぐる現代的諸問題（十三）
第63号 法と宗教をめぐる現代的諸問題（十四）

※第24号、第27号、第29号は未刊です。